

**(12) 障害学生支援室****① 設置の趣旨（目的）及び組織****ア 組織設置の趣旨（目的）**

障害学生支援室は、関係組織と連携を図りながら障害学生への全学的な支援体制を強化し、もって障害学生の円滑な修学に寄与することを目的として平成 28 年 4 月 1 日に設置された。

また、同支援室は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行（平成 28 年 4 月 1 日）に伴い制定した「国立大学法人上越教育大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する役職員対応規程」において、障害学生の相談窓口として位置づけられている。

同支援室の業務内容は次のとおりである。

- i) 障害学生の支援方法及び支援制度に関すること
- ii) 障害学生のニーズの把握に関すること
- iii) 入学前の修学相談に関すること
- iv) 障害学生に対応した施設等の整備に関すること
- v) 障害学生支援情報等の公開及び支援の啓発に関すること
- vi) 学内関係組織及び学外関係機関等との連絡調整に関すること
- vii) その他障害学生の支援に必要な事項

**イ 組織の構成及び構成員等**

障害学生支援室は、学長が指名した副学長を室長とし、室長、コーディネーター、兼務教員及びその他必要な職員で構成されている。

**② 運営・活動の状況****ア 委員会等の開催状況**

令和 6 年度は、障害学生支援室会議を 2 回、障害学生毎に設置した障害学生支援連絡会議を 14 回開催した。（書面審議を含む）

**イ 審議された主な事項**

- i) 障害学生支援室会議
  - ・ 上越教育大学障害学生支援室規則の一部改正
  - ・ 第 4 期中期目標期間の業務実績に係る自己点検・評価報告書
  - ・ 令和 5・6 年度合理的配慮の合意形成
  - ・ 令和 6 年度学長裁量経費による事業成果報告及び令和 7 年度事業計画
- ii) 障害学生支援連絡会議
  - ・ 障害学生（8 人）からの合理的配慮申請に対する支援内容

**ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等**

- i) 障害学生からの合理的配慮申請に基づき、合理的配慮の合意形成を行い、学内外の関係組織との連携により当該障害学生の修学支援、生活支援を実施した。
- ii) 障害学生の修学環境の整備を図るため、学生宿舍の浴室及び特別支援教育実践研究センターに手すりを設置し、体育館入口に救急車等の緊急車両の駐車場所を確保するため、駐輪禁止の看板を設置した。
- iii) 肢体不自由者や傷病者に対応する階段避難車の操作体験会を実施した。

iv) 4月の学部学年別オリエンテーションでは、障害学生支援室の利用促進に向けた案内を行った。

**③ 優れた点及び今後の検討課題等**

障害学生の個々の障害特性に考慮した修学支援、生活支援を行った。